

資料

1 箱根町第3次都市計画マスタープラン策定検討委員会・地域別まちづくりワークショップ名簿

箱根町第3次都市計画マスタープラン策定検討委員会 および地域別まちづくりワークショップの設置について

「箱根町第3次都市計画マスタープラン」の策定にあたり、町内全域のまちづくりの検討および計画全体の原案づくりを行う策定検討委員会と、地域別にまちづくりの検討および構想の原案づくりを行う地域別まちづくりワークショップを設置しました。

策定検討委員会委員名簿

氏名	摘要
◎ 内田 良雄	箱根町自治会連絡協議会
高橋 始	一般財団法人 箱根町観光協会
○ 中嶋 順	小田原箱根商工会議所 青年部
勝俣 昭彦	箱根町建設業協会
小川 晃司	湯本地区まちづくりワークショップ
澤村 吉之	
小栗 隆	温泉地域まちづくりワークショップ
芝 京子	
清野 昇	宮城野地域まちづくりワークショップ
椎野 篤	
窪澤 吉幸	仙石原地域まちづくりワークショップ
安藤 貴代子	
丸山 皓史	箱根地域まちづくりワークショップ
平井 規之	

◎：委員長 ○：副委員長

策定検討委員会オブザーバー

氏名	摘要
宮本 信也	神奈川県県土整備局 県西土木事務所 小田原土木センター

湯本地域まちづくりワークショップメンバー

氏名	摘要
福住 幸次	湯本地域自治会連合会
山口 憲一	湯本地域自治会連合会
小菅 元樹	湯本地域自治会連合会
安藤 誠	湯本地域自治会連合会
◎ 小川 晃司	湯本山崎地区整備協議会
○ 澤村 吉之	箱根湯本観光協会
廣枝 三千ル	湯本女性会
千葉 恭子	湯本地域子ども会育成会
安藤 信行	箱根町建設業協会
杉山 隆寛	湯本夢夏祭実行委員会

◎:リーダー ○:サブリーダー

温泉地域まちづくりワークショップメンバー

氏名	摘要
安藤 誠一	温泉地域自治会連合会
○ 芝 京子	温泉地域自治会連合会
◎ 小栗 隆	温泉地域自治会連合会
辻 寛	箱根大平台観光協会
神保 伸一	箱根宮ノ下観光協会
石島 鉄也	箱根町小涌谷観光協会
勝呂 昌子	大平台女性会
鈴木 桂子	温泉地域子ども会育成会
上野 裕	箱根町建設業協会
嶋 幸嗣	宮ノ下さんぽ

◎:リーダー ○:サブリーダー

宮城野地区まちづくりワークショップメンバー

氏名	摘要
◎ 清野 昇	宮城野地域自治会連合会
○ 椎野 篤	宮城野地域自治会連合会
湯本 忠	宮城野地域自治会連合会
菊地 敏夫	宮城野地区総合整備協議会
青野 豊	箱根町宮城野木賀観光協会
倉田 義巳	箱根強羅観光協会
播摩 和幸	箱根強羅観光協会
松井 洋子	宮城野女性会
中村 昌美	宮城野地域子ども会育成会
勝俣 浩一	箱根町建設業協会

◎:リーダー ○:サブリーダー

仙石原地域まちづくりワークショップメンバー

氏名	摘要
内田 良雄	仙石原地域自治会連合会
塩川 嘉昭	仙石原地域自治会連合会
石村 郁夫	仙石原地域総合整備協議会
◎ 窪澤 吉幸	箱根町仙石原観光協会
佐藤 章子	仙石原女性会
小野田 典子	仙石原地域子ども会育成会
勝俣 敏彦	箱根町建設業協会
牧 邦夫	仙石原商店会
○ 安藤 貴代子	仙石原自治ボランティアの会まごころ
辰原 まさみ	ざっこの会

◎：リーダー ○：サブリーダー

箱根地域まちづくりワークショップメンバー

氏名	摘要
菅井 清登	箱根地域自治会連合会
下田 賢二	箱根地域自治会連合会
遠山 正一	箱根地域自治会連合会
○ 平井 規之	元箱根観光協会
内原 信之	箱根町箱根観光協会
近藤 黎子	箱根女性会
駒 より子	箱根地域子ども会育成会
三浦 秀一	箱根町建設業協会
◎ 丸山 皓史	箱根地区まちなみ景観研究会

◎：リーダー ○：サブリーダー

2 箱根町都市計画マスタープラン策定検討委員会等 設置要綱

箱根町都市計画マスタープラン策定検討委員会等設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、箱根町都市計画マスタープラン策定検討委員会(以下「委員会」という。)及びまちづくりワークショップ(以下「ワークショップ」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 箱根町都市計画マスタープラン(以下「計画」という。)の策定にあたり、町の特性や課題について広く町民から意見を求め、町民と協働でまちづくりの方向性についての合意形成を図るため、町民を主体として組織する委員会及びワークショップ(以下「委員会等」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 町を目指すべき将来像、目標及び将来都市構造の検討
- (2) 町全体に関する土地利用の基本方針及び都市施設の整備方針等の検討
- (3) その他計画の策定に関し、町長が必要と認めること。

2 ワークショップの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域のあるべき将来像の検討
- (2) 地域の特性や課題に応じたまちづくりの検討
- (3) その他計画の策定に関し、町長が必要と認めること。

(組 織)

第4条 委員会は、委員等15名以内をもって組織し、町長が委嘱する。

- 2 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。
- 3 ワークショップは、各地域につきメンバー10名以内をもって組織し、町長が委嘱する。
- 4 ワークショップに、リーダー及びサブリーダー各1名を置き、メンバーの互選により定める。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長には委員長があたる。

- 2 ワークショップの会議は、リーダーが招集し、座長にはリーダーがあたる。
- 3 委員会等の会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(オブザーバー)

第6条 委員会にはオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、町長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。
- 3 オブザーバーは、委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(設置期間)

第7条 委員会等の設置期間は、この要綱の施行の日から計画策定の完了の日までとする。

(庶 務)

第8条 委員会等の庶務は、箱根町環境整備部都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長又はリーダーが委員会等に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

3 用語解説

あ 行

- **アクセス道路** ▶P66, 67, 68, 69, 74

都市の施設に至るための道路。また、高速道路と一般道路を結ぶ道路。

- **NPO** ▶P17, 80, 81, 84

特定非営利活動。保健や医療活動のほか、福祉促進、社会教育の増進、環境保全、災害救助、国際協力など、不特定多数の人間に寄与する活動を行い、その内容は多様化・細分化されてきている。それぞれ法人化されたNPO法人として活動しており、98年に施行された「NPO法(特定非営利活動促進法)」によって認証され、国からの助成金や寄付などでその活動をまかなっている。

- **えん提** ▶P64, 65

貯水・治水・砂防などの目的で、河川・溪谷を横断してつくられる堤防。小規模なダム。

- **オフランプ** ▶P56

自動車用高速道路の出口。入口はオンランプ。

か 行

- **緩衝地域** ▶P102

自然公園法の地種区分における普通地域にあたる。特別地域と公園区域外との間にあたるもの。「バッファゾーン」ともいう。

- **基幹産業** ▶P98, 104

国や地域において経済活動の基盤となる重要な産業のこと。多くの雇用を創出する。

- **クロス分析** ▶P112, 113

アンケート集計における、複数の項目を掛け合わせて集計し、データをさまざまな角度から分析すること。

- **景観行政団体** ▶P17

景観法によって定められた、景観計画の策定などの諸施策を実施する行政団体のこと。

- **景観協議会** ▶P43

景観法の規定により、景観行政団体(箱根町)などが組織できるもので、住民や公共施設管理者、活動団体の代表者等、さまざまな関係者が集まり、良好な景観形成を図るために必要な協議やルールづくりを行う制度。

● 景観まちづくり団体 ▶P44

自治会や良好な景観の形成に関する活動を行うまちづくりに関する団体のこと。平成22(2010)年に「箱根関所通り景観まちづくり研究会」発足。

● 県西都市圏域 ▶P18, 19, 22, 54

2市8町(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)で構成された広域都市計画圏。

● 建ぺい率 ▶P82, 101

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。

● 交通結節点機能 ▶P37

鉄道の乗り継ぎ、鉄道とバスなどの乗り換え、自動車から公共交通機関等への乗り換えを円滑に行うために、交通機関の集まる機能。その機能強化の手法として、駅舎の構造改良や各種交通機関の乗降場所の適正配置、案内表示の改良などがある。

● 交通ターミナル機能 ▶P54

鉄道などの起点・終点にあたり、鉄道からバスやタクシー等への乗り換える拠点となる機能(交通結節点機能)

● コミュニティビジネス ▶P84

地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組。地域課題解決のためのビジネスの場を形成することで、地域における創業機会・就業機会を拡大する効果があり、地域住民自らが主導し実践することによって、地域社会の自立・活性化、地域コミュニティの再生などの効果が期待されている。また、活動主体たる地域住民にとっては、社会活動へ参画することで自己実現を図ったり、生き甲斐を得る機会となる。

さ 行**● 災害リスク情報 ▶P45**

その場所での災害原因となる自然現象(地震・洪水・津波など)の発生する可能性と、そのような災害にさらされている人や資産等を示し、危険度等を表したもの。

● 自然公園法 ▶P16, 30, 32, 33, 43, 44, 49, 101, 102, 106

1957年に定められた、日本の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養および教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律。国立公園・国定公園・都道府県立自然公園の3種類の自然公園を定めている。

● 自然的土地利用 ▶P100, 105, 106

農地、森林、原野、河川などに利用され、自然環境に配慮した土地利用。

● **スモールビジネス** ▶P84

小資本、少人数の起業スタイルで、人材派遣、ソフト開発などを行う優良な中小企業やベンチャー企業のこと。

● **セットバック** ▶P82

敷地に接している道路が建築基準法に基づいた道路(4m幅)に満たない場合は、敷地の一部を道路として提供することで道路幅4mを確保すること。

● **ソーシャルネットワークサービス** ▶P44

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

た 行

● **大規模建築物** ▶P45

建築基準法第6条第1項第2号と第3号に定める一定の大規模な建築物のことをいう。(1. 木造の建築物で次の要件のどれか一つを満たすもの：①高さが13mを超える②軒高が9mを超える③階数が3以上④延べ面積が500m²を超える。2. 木造以外の建築物で次の要件のどれか一つを満たすもの：①階数が2以上②延べ面積が200m²を超える。)

● **都市計画区域** ▶P8, 101

都市計画法に基づいて定められる、都市計画(区域区分、都市施設、市街地開発事業など)を定める範囲のこと。人口、土地利用、その他自然的・社会的条件から、一体の都市として総合的に整備、開発および保全する必要のある区域。

● **都市的土地利用** ▶P31, 33, 66, 100, 105

住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による暮らしに関わる土地利用。

は 行

● **パークアンドサイクル** ▶P37

自家用車を駐車(パーク)して、その場所から自転車(サイクル)に乗り換え、駐車場を拠点とした観光地などを移動するシステム。

● **パークアンドライド** ▶P37

都市部や観光地などの交通渋滞の緩和のため、自動車等を郊外の鉄道駅やバス停留所等に設けた駐車場にとめて、そこから鉄道や路線バス等の公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法。

● ハザードマップ ▶P45, 46, 47

地震や洪水、土砂災害などの自然災害が発生した場合の危険箇所や避難場所を記載した地図。

● パブリック・コメント ▶P14, 24, 80

行政機関が、政策や各種計画を決定する際に、あらかじめその案を公表し、広く一般からの意見などを募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に役立てることを目的とする手続き。(意見公募手続)

● パブリック・マネジメント ▶P80

公共経営。

● PDCA サイクル ▶P85, 86

Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する政策のマネジメントサイクル。

● 非線引き都市計画区域 ▶P101

市街化区域(優先的かつ計画的に市街化を進める区域)でも市街化調整区域(市街化を抑制する区域)でもない都市計画区域。法律上は「区域区分が定められていない都市計画区域」という。

● 風衝植物 ▶P93

たえず強風にさらされている場所に生育した植物。

● 風致 ▶P30, 32, 33, 43, 49, 102

自然の風景などがもつおもむきや味わいのこと。風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法で規定する地域地区である。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの。

● 防火地域、準防火地域 ▶P45

都市計画において市街地における火災の危険を防ぐために指定する地域のこと。立地する建物構造の条件などに応じて、防火・準防火の区分が定められる。

● 保健保安林 ▶P30

森林レクリエーションの場を提供する、空気を浄化する、騒音を緩和するなどにより生活環境を守る保安林のこと。

● ポケットパーク ▶P116, 119

街の一角などに設置される、小さい規模の公園。

や行

- **ユニバーサルデザイン** ▶P16, 22, 36, 37, 38, 49, 58

文化・言語・国籍の違い、老若男女の差違、障がいの有無、能力の如何に関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などを設計(デザイン)すること。

- **容積率** ▶P82, 101

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合のこと。

- **用途地域** ▶P34, 57, 61, 65, 69, 73, 101, 102, 105

都市計画法における地域地区のひとつで、地域における住居の環境の保護または業務の利便の増進を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を行うもので12種類ある。

ら行

- **ライフライン** ▶P36, 45

電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの都市生活を支えるシステム(インフラ)の総称。